

青森県 トラック協会報

2024/3月号



公益社団法人

青森県トラック協会

<http://www.aotokyo.or.jp>

No.525

軽油価格調査報告（2023年11月分）について

全日本トラック協会が実施した標記について、その結果がまとまりましたので軽油購入にあたっての参考とされるようお知らせします。

軽油価格調査集計表（2023年11月分）

東 北

2023年11月 単 純 計 算 表

	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カード 平 均
	120.01	112.12	118.43

全 国

2023年11月 単 純 計 算 表

	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カード 平 均
	122.51	111.85	121.93

2023年11月 元 売 別 集 計 表

元売名	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カード 平 均
E N E O S	120.80	112.24	116.61
出光昭和シェル	118.03	112.12	121.38
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コ ス モ	120.57	111.86	124.20
そ の 他	120.95	112.19	118.85

2023年11月 元 売 別 集 計 表

元売名	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カード 平 均
E N E O S	123.06	112.42	122.63
出光昭和シェル	122.94	112.38	122.53
エクソンモービル			
キ グ ナ ス		108.00	
コ ス モ	120.65	110.93	125.12
そ の 他	122.04	111.58	120.90

2023年11月 購入量別集計表

月間購入量	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カード 平 均
30 kℓ 未 満	118.92	111.84	117.74
30 ~ 50kℓ 未 満	131.25	112.79	119.10
50 ~ 100kℓ 未 満	120.78	112.11	120.82
100 kℓ 以 上	114.20	112.02	124.20

2023年11月 購入量別集計表

月間購入量	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カード 平 均
30 kℓ 未 満	123.37	111.75	122.50
30 ~ 50kℓ 未 満	120.81	112.59	118.33
50 ~ 100kℓ 未 満	117.42	112.19	120.33
100 kℓ 以 上	119.31	110.89	119.24

2023年11月 支払期限別集計表

支払期限	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カード 平 均
30 日 未 満	127.78		
30 ~ 60 日 未 満	116.12	112.33	119.80
60 日 以 上	120.28	111.45	115.55

2023年11月 支払期限別集計表

支払期限	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カード 平 均
30 日 未 満	123.75	112.08	121.73
30 ~ 60 日 未 満	122.19	111.87	122.64
60 日 以 上	122.35	111.56	118.68

軽油価格推移表

	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カード 平 均
2023 年 7月	124.51	117.10	122.32
2023 年 8月	133.02	124.81	130.29
2023 年 9月	128.69	119.40	125.29
2023 年 10月	120.31	109.68	116.72
2023 年 11月	120.01	112.12	118.43

軽油価格推移表

	スタンド 平 均	ローリー 平 均	カード 平 均
2023 年 7月	125.90	116.59	126.06
2023 年 8月	132.80	124.08	133.00
2023 年 9月	131.01	119.27	129.48
2023 年 10月	121.72	109.29	120.03
2023 年 11月	122.51	111.85	121.93

※消費税抜きの価格になります。

「LEVO自動車環境講座」を開催

トラック運送業界では、全日本トラック協会が策定している「トラック運送業界の環境ビジョン2030」において、業界全体の2030年のCO₂排出原単位を、2005年度比で31%削減することを目指しており、業界全体で取り組まなければならない喫緊の課題となっていることから、2月13日（火）青森県トラック協会研修センターにおいて、一般財団法人環境優良車普及機構（LEVO）企画調査部 部長 小林 雅行 様を講師に迎え、標記研修会を開催しました。

研修会では、今後の排ガス規制やディーゼル車の将来など、自動車に係る環境や、エネルギー問題に係る動向などについて詳しく解説が行われました。



一般財団法人環境優良車普及機構（LEVO）
企画調査部 部長 小林 雅行 様



会場の様子

令和5年度 第2回運行管理者試験対策講習会を開催

令和5年度第2回運行管理者試験受験者に向けた試験対策講習会を、株式会社ムジコ・クリエイトを講師に迎え開催しました。（青森県トラック協会研修センター1月12日（金）/三八地区研修センター1月19日（金））講習会では、貨物自動車運送事業法・道路運送車両法・道路交通法・労働基準法など、試験に出題される各法律について、分野別に解説が行われ、参加者は、試験合格を目指し、真剣に受講していました。



令和5年中の事業用トラックの飲酒事故事例

出典：メールマガジン「事業用自動車安全通信」（国土交通省）等

No.	事故等の種類	車籍地	発生日時	死傷状況		事案概要
				死亡	負傷	
1	酒気帯び衝突	熊本県	1月9日 7時35分			<p>熊本県の市道において、熊本県に営業所を置く大型トラックが交差点にて信号待ちをしていた乗用車に追突した。</p> <p>この事故による負傷者はなし。</p> <p>事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。</p>
2	酒気帯び衝突	愛知県	1月14日 19時27分		1	<p>福井県の国道において、愛知県に営業所を置く大型トラックが交差点を直進しようとしたところ、左側から走行してきた乗用車と衝突した。</p> <p>この事故により、乗用車の運転者が軽傷を負った。</p> <p>事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。</p>
3	酒気帯び衝突	千葉県	1月16日 14時30分			<p>千葉県の国道において、同県に営業所を置く大型トラックが交差点にて第一通行帯（左折専用）から第二通行帯に車線変更しようとしたところ、第二通行帯を走行していた大型トレーラと接触した。</p> <p>この事故による負傷者はなし。</p> <p>事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。</p>
4	酒気帯び衝突	大阪府	3月8日 15時00分			<p>福岡県の高速道路において、大阪府に営業所を置く大型トラックが運行中、第三車線から第二車線に車線変更しようとした際、乗用車と衝突した。</p> <p>この事故による負傷者はなし。</p> <p>事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。</p>
5	酒気帯び衝突	愛知県	4月11日 0時55分		1	<p>岐阜県の高速道路において、愛知県に営業所を置く普通トラックが中央分離帯に衝突した。</p> <p>この事故により、運転者が負傷した。</p> <p>かけつけた警察官が運転者にアルコール検査を行ったところ、呼気よりアルコールが検出された。運転者は運行途中に購入した酒を飲んだ模様。</p>

6	酒気帯び 衝突	栃木県	10月31日 22時30分		群馬県太田市のコンビニエンスストア駐車場において、栃木県に営業所を置く大型トレーラーが右折にて駐車場から市道に出ようとしたところ、隣接する民家の壁に衝突した。 この事故による負傷者はなし。 かけつけた警察官が当該運転者の呼気検査を実施したところ、アルコールが検出された。
7	酒気帯び 衝突	東京都	11月1日 13時05分		栃木県那須塩原市の県道において、東京都に営業所を置く準中型トラックが曲がろうとしていた十字路を通り過ぎたことに気づき後退したところ、停止していた後続の軽自動車に衝突した。 この事故による負傷者はなし。 かけつけた警察官が当該運転者の呼気検査を実施したところ、アルコールが検出された。
8	酒気帯び 衝突	岐阜県	11月22日 22時44分	1	滋賀県近江八幡市の国道において、岐阜県に営業所を置く小型トラックが、交差点に赤信号で停車していた乗用車に追突した。 この事故により、追突された乗用車の運転者が負傷した。 駆けつけた警察官が当該トラック運転者の呼気検査を実施したところ、アルコールが検出された。

事業用トラックの直近3ヶ年における飲酒事故件数の推移（令和5年1月～12月）

(単位：件)

	令和3年	令和4年	令和5年	前年同月比
1月	1	1	3	2
2月	5	0	0	0
3月	2	2	1	-1
4月	1	3	1	-2
5月	3	2	0	-2
6月	1	1	0	-1
7月	2	1	0	-1
8月	2	1	0	-1
9月	0	0	0	0
10月	1	1	1	0
11月	2	2	2	0
12月	0	1	0	-1
計	20	15	8	-7

※物損事故を含む

※軽貨物を除く

※出典：メールマガジン「事業用自動車安全通信」（国土交通省）等



オンラインでの初任運転者特別教育講習はこちら

初任運転者特別教育が 無料でWeb受講できます

当協会は、初任運転者特別指導教育として、いつでもどこでもオンラインで受講可能なeラーニングを導入しています。

会員事業者や受講対象者の都合に合わせて受講することが可能ですので、ぜひ、ご活用ください。

◇受講内容

「初任運転者に対する特別な指導」で示す座学**15時間以上のうち、約12時間分**をeラーニングで受講します。（指導・監督指針の12項目+ドラレコを使用した危険予知講座2+実力テスト）

実車を使用しての下記教育（約3時間分）は事業者で実施し、記録保存が必要です。

- ①日常点検に関する事項
- ②事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等に関する事項
- ③貨物の積載方法及び固縛方法に関する事項

◇参考 初任運転者に対する特別な指導（国交省大臣告示第1366号）の内容

- (1) 指導・監督指針の12項目を座学及び実車を使用し指導→15時間以上
- (2) 実際に事業用自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗指導→20時間以上

◇eラーニングのメリット

- ・パソコン、タブレット、スマートフォンで受講可能
- ・会員事業者や受講対象者の都合に合わせて申込み、受講が可能
- ・各講座に理解度チェックリストがあり、効果測定後に適切なフォローが可能
- ・終了後に指導教育記録簿、実車を使用しての指導項目教材一式がメールにて送付

申込（予約）及び受講までの流れ等、詳しくは、青森県トラック協会ホームページのトップページのバナーにてご確認ください。



オンラインでの初任運転者特別教育講習はこちら

第317回理事会開催報告

第317回理事会

日時 令和6年1月30日（火）16:00～17:15
場所 ホテル青森

第317回理事会の議題は以下のとおりです。

審議事項

- (1) 令和6年度事業計画骨子（案）について
- (2) 会員の入会承認等について

報告事項

- (1) 理事の退任について
- (2) 委員会等の開催報告について
- (3) 上十三地区研修センター新築工事の進捗状況について
- (4) 物流の2024年問題等に関するアンケート結果について
- (5) 今後のスケジュールについて

物流の2024年問題等に関するアンケート調査結果

調査概要

1. 目的

令和6年4月からの「時間外労働 年960時間規制」「自動車運転者の労働時間改善基準告示」改正による影響及び、荷主との運賃・料金交渉状況等について把握するため

2. 回収期間

令和5年12月25日～令和6年1月31日到着分

3. 調査対象

公益社団法人青森県トラック協会会員 614事業者（靈柩・利用除く）

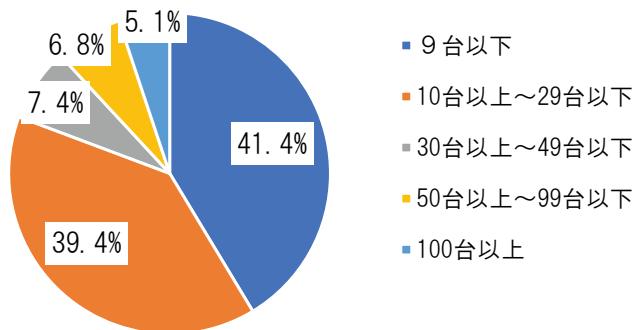
4. 回答者数（回収率）

353事業者（57.5%）

会社の事業内容、規模についてお伺いいたします。

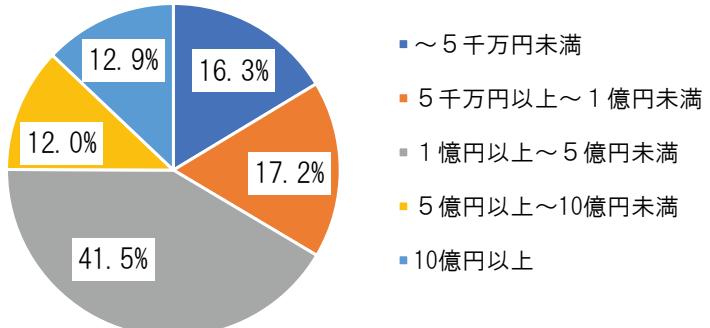
問1-1. 貴社の全営業所での事業用トラック保有台数についてお聞かせください。
 （ご回答日時点での総ナンバー全ての台数。トレーラはヘッドの台数のみを計上してください。）

	回答数	構成比
1. 9台以下	146	41.4%
2. 10台以上～29台以下	139	39.4%
3. 30台以上～49台以下	26	7.4%
4. 50台以上～99台以下	24	6.8%
5. 100台以上	18	5.1%
回答者数	353	100.0%

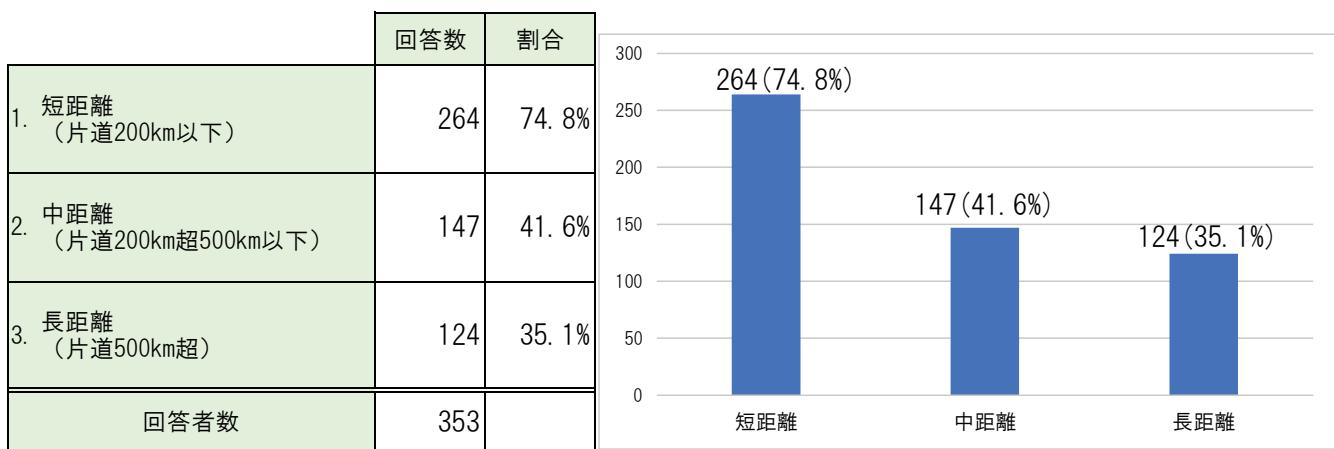


問1-2. 貴社の令和4年度の年商についてお聞かせください。

	回答数	構成比
1. ~5千万円未満	57	16.1%
2. 5千万円以上～1億円未満	60	17.0%
3. 1億円以上～5億円未満	145	41.1%
4. 5億円以上～10億円未満	42	11.9%
5. 10億円以上	45	12.7%
未回答	4	1.1%
回答者数	353	100.0%

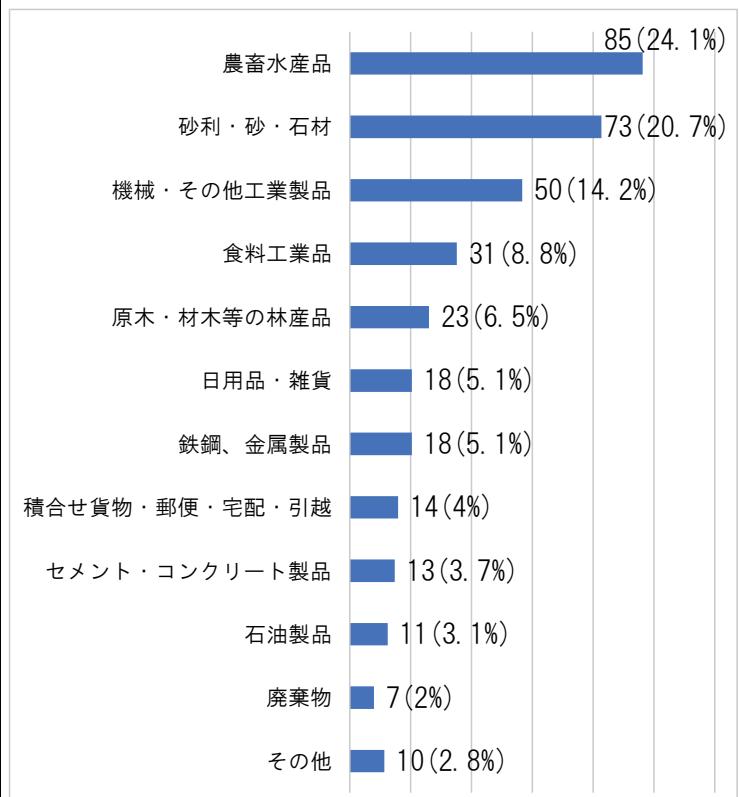


問1-3. 主な輸送距離について、3つの中から当てはまるものすべてを選択してください。 (複数回答)



問1-4. 主な輸送品目について、取り扱い量が多いもの1つを選択してください。

	回答数	構成比
農畜水産品	85	24. 1%
砂利・砂・石材	73	20. 7%
機械・その他工業製品	50	14. 2%
食料工業品	31	8. 8%
原木・材木等の林産品	23	6. 5%
日用品・雑貨	18	5. 1%
鉄鋼、金属製品	18	5. 1%
積合せ貨物・郵便・宅配・引越	14	4. 0%
セメント・コンクリート製品	13	3. 7%
石油製品	11	3. 1%
廃棄物	7	2. 0%
その他	10	2. 8%
回答者数	353	100. 0%



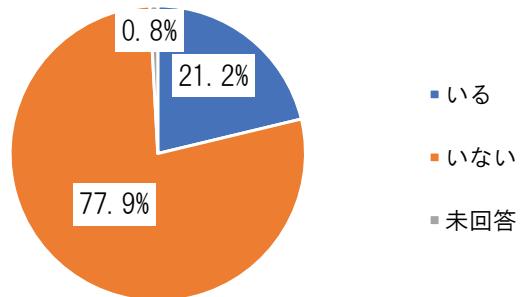
その他品目一覧

農業用資材/建設機械・重機/プレハブ/家畜の死体

令和6年4月からの「時間外労働年960時間規制」についてお伺いします。

問2-1. 年間の時間外労働が960時間超となるドライバーはいますか。

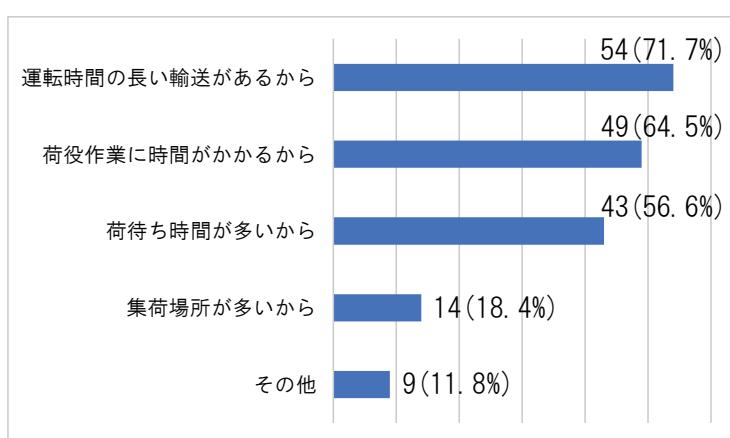
	回答数	構成比
1. いる	75	21.2%
2. いない	275	77.9%
未回答	3	0.8%
回答者数	353	100.0%



【輸送距離別 内訳】（未回答除く）	回答数 (350)	960時間超となるドライバー	
		いる	いない
長距離輸送を行っている	118 (33.4%)	57 (48.3%)	61 (51.7%)
中距離・短距離輸送のみ	232 (65.7%)	18 (7.8%)	214 (92.2%)

問2-2. 960時間超となるドライバーがいる原因は何ですか。（複数回答）

	回答数	割合
運転時間の長い輸送があるから	54	71.1%
荷役作業に時間がかかるから	49	64.5%
荷待ち時間が多いため	43	56.6%
集荷場所が多いから	14	18.4%
その他	9	11.8%
回答者数	76	



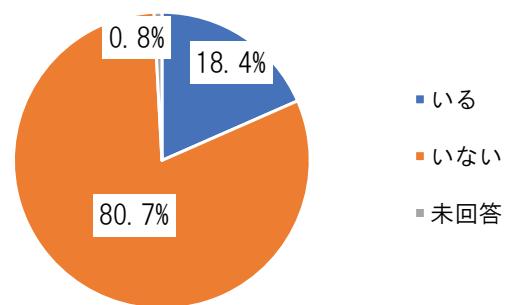
その他（記述回答）

- ・どちらともいえない。荷待ち時間に関して都度交渉中改善ができる見通し
- ・積・卸しができる人がいない
- ・時間指定がある
- ・配車場所が多い
- ・労働環境に問題あり。集荷までの距離があるため
- ・人員不足により休日が少ない。
- ・集荷量が多い
- ・人手不足
- ・卸し箇所が多い

改善基準告示の改正についてお伺いします。

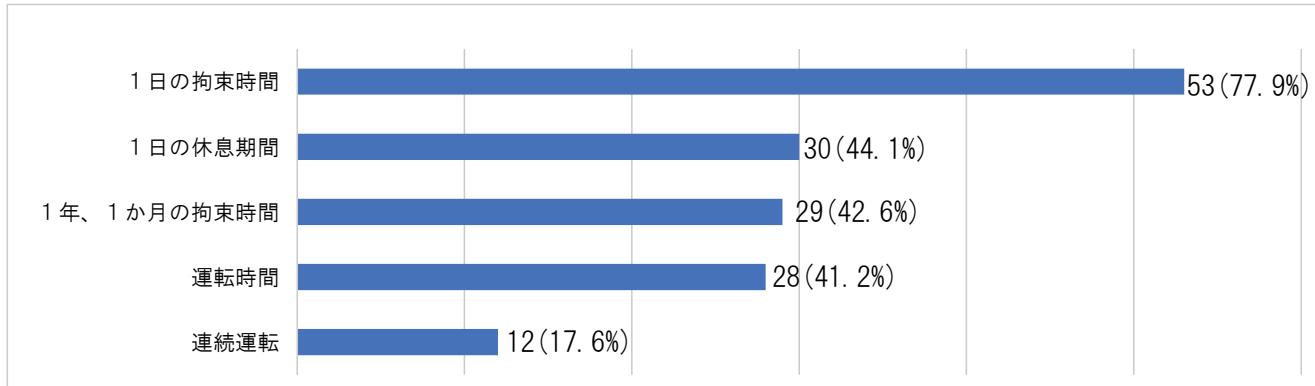
問3-1. 改正後（令和6年4月以降）の改善基準告示を遵守できないドライバーはいますか。

	回答数	割合
1. いる	65	18.4%
2. いない	285	80.7%
未回答	3	0.8%
回答者数	353	100.0%



【輸送距離別 内訳】(未回答除く)	事業者数 (350)	改正後の改善基準告示を遵守できないドライバー	
		いる	いない
長距離輸送を行っている	118 (33.4%)	46 (39.0%)	72 (61.0%)
中距離・短距離輸送のみ	232 (65.7%)	18 (7.8%)	214 (92.2%)

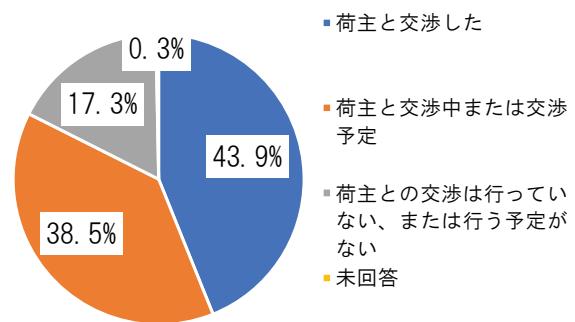
問3-2. 遵守できない基準についてご回答ください。 (複数回答)	回答数	割 合
1日の拘束時間 (13時間以内 (上限15時間、14時間超は週2回までが目安))	53	77.9%
1日の休息期間 (継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない)	30	44.1%
1年、1か月の拘束時間 (1年3,300時間以内、1か月284時間以内)	29	42.6%
運転時間 (2日平均1日9時間以内、2週平均1週44時間以内)	28	41.2%
連続運転 (4時間以内／運転の中止時には、原則として休憩を与える (1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中止は、3回以上連続しない。)	12	17.6%
回答者数	68	



荷主との運賃及び料金（付帯作業料金、待機料金、高速料金等）の交渉状況についてお伺いします。
(取り扱い量が最も多い荷主についてご回答ください。)

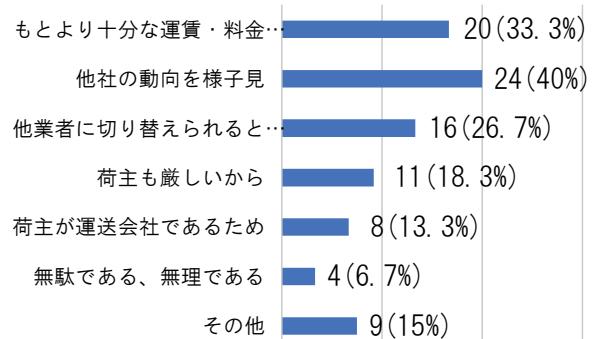
問4-1. 荷主との「運賃・料金」値上げ交渉実施状況についてお聞かせください。

	回答数	構成比
1. 荷主と交渉した	155	43.9%
2. 荷主と交渉中または交渉予定	136	38.5%
3. 荷主との交渉は行っていない、または行う予定がない	61	17.3%
未回答	1	0.3%
回答者数	353	100.0%



問4-2. 問4-1で「荷主との交渉は行っていない、または行う予定がない」と回答した方に、その理由をお伺いします。（複数回答）

	回答数	割合
もとより十分な運賃・料金となっている	20	33.3%
他社の動向を様子見	24	40.0%
他業者に切り替えられるという懸念	16	26.7%
荷主も厳しいから	11	18.3%
荷主が運送会社であるため	8	13.3%
無駄である、無理である	4	6.7%
その他	9	15.0%
回答者数	60	



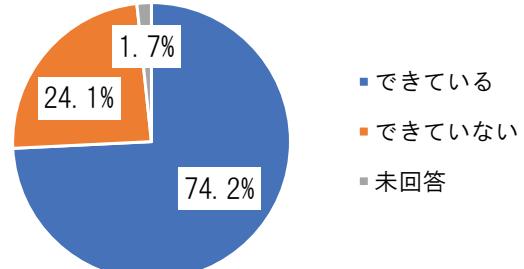
その他（記述回答）

- ・本社統括のため
- ・こちらの言い値
- ・文書で通知
- ・交渉の必要なし
- ・製品価格へのコスト転嫁が難しい
- ・荷主が保険会社のため
- ・料金表が作られているので、それに従うしかない。また、交渉の場がない。運送料と付帯業務の区別がないため、協会の設問に回答できない。
- ・待機時間が長くなると荷主から料金を上げてくれる。

荷主との運送契約書面化の実施状況についてお伺いします。
(取り扱い量が最も多い荷主についてご回答ください。)

問5. 運送契約書面化について、実施できますか。

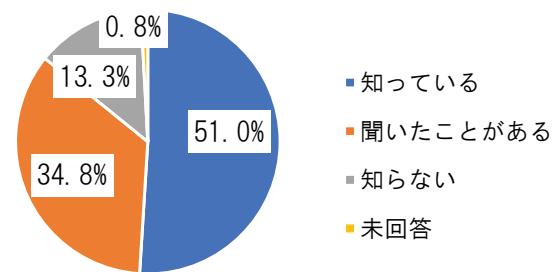
	回答数	構成比
1. できている	262	74.2%
2. できていない	85	24.1%
未回答	6	1.7%
回答者数	353	100.0%



トラックGメンについてお伺いします。

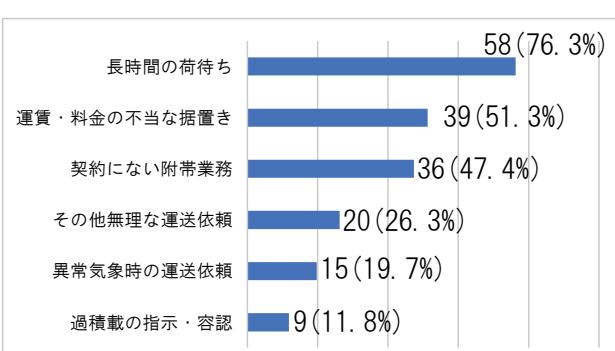
問6-1. 国土交通省が、トラック運送事業における適正な取引を阻害する疑いのある荷主・元請事業者の監視を強化するために創設した「トラックGメン」についてご存じですか。

	回答数	構成比
1. 知っている	180	51.0%
2. 聞いたことがある	123	34.8%
3. 知らない	47	13.3%
未回答	3	0.8%
回答者数	353	100.0%



問6-2. 荷主による違反原因行為があれば、その内容についてお聞かせください。（複数回答）

	回答数	割合
長時間の荷待ち	58	76.3%
運賃・料金の不当な据置き	39	51.3%
契約にない附帯業務	36	47.4%
その他無理な運送依頼	20	26.3%
異常気象時の運送依頼	15	19.7%
過積載の指示・容認	9	11.8%
回答者数	76	



その他記述内容

- 自然災害や事故渋滞での通行止めで納品先への到着時間が読めないので何時に到着するか求められる。

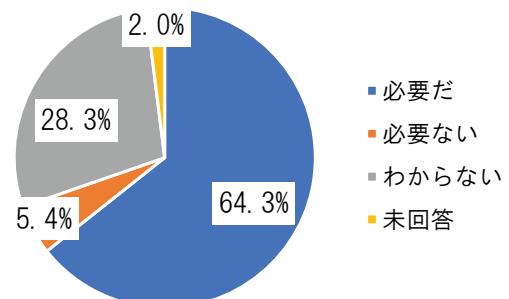
問6-3. 6-2に回答した方は、トラックGメンに情報提供してもよいか伺います。

	回答数	構成比
1. よい	54	15.3%
2. できない	54	15.3%
未回答	245	69.4%
回答者数	353	100.0%

物流の2024年問題等に対応するための協議・推進組織についてお伺いします。

問7. 物流の2024年問題等に対応するため、行政機関、荷主、運送事業者等による、課題解決に向け協議・推進する組織は必要だと思いますか。

	回答数	構成比
1. 必要だ	227	64.3%
2. 必要ない	19	5.4%
3. わからない	100	28.3%
未回答	7	2.0%
回答者数	353	100.0%



物流の2024年問題全般について、ご意見、ご要望がございましたらお聞かせください。

- ・ 青森県内に拠点を持ち農畜水産品を主に輸送する貨物事業者すべての改善基準告示を遵守しているかどうかの調査・指導はどのように進めていくのか。
 - ・ 時間的に無理な配送や不当な据置をする荷主に対してなにも言わない同業他社を何とかしてほしい。(厳しい監査の実施)
 - ・ 全ての時間問題もあるが、根本的にドライバー不足を補うため、もう少し協会・行政が本腰を入れ取り組むべきかと。違反がある事業を確実に取り締まるように。
 - ・ 行政の仕組みにも問題がある。(横の連携が少なすぎる)
 - ・ 荷主・元請事業者に対する標準的運賃を法制化してほしい。
 - ・ まず、荷主を何とかしないと進まない。特に食品関係の荷主は考えが甘い。
 - ・ 荷主の意識改革、採算のとれない運賃で運行している運送事業者の排除
 - ・ 問題解決のため、荷主や運送事業者が課題とすべきポイントはある程度分かってはいるが、それを解決する余力が業界にあるかは別問題であり、最終的には行政の支援次第ではないかと思っている。
 - ・ 大手業者(卸売市場を含む)がなかなか理解してくれない。
 - ・ 違反行為はあるが、すべて改善に向け話し合いを行い、改善に動いている。荷主側もどこの方法がベストか手探りの状態なところがあるので、時間はかかりそう。
 - ・ 法令の変更・改正の前に荷主への規制を先に行うべきで、荷主からの無理難題に盲目的に従わざるを得ない現状を変えていただきたい。
 - ・ 荷主が運送会社である場合、運賃交渉は荷主も厳しいからという理由で値上げは無理である。
 - ・ 荷主元請会社は主に建設業だが、建設業には運送業の問題が周知されていないのか、通用しない。
 - ・ 特に食品関係の荷主は考えが甘い。卸の荷主(食品が主)に関しては、危機感がないため、行政から働きかけていかなければならないと感じる。
- 2024年問題に対応するため、荷物の取扱い量が多い各荷主様と一昨年より何度も協議を重ね2024年4月より運賃値上げをほぼ承諾を得ているが、原油の価格高騰が収まらないため、我慢できず、燃料費に対し2度目のお願いをした。今年の4月から値上げは無理そう。最近原油価格高騰問題が薄れているような感じがする。どうなっているのでしょうか。
- ・ 取組んではいるものの、荷主の理解が得られず、100%の解決には至らずにいる。
 - ・ まだまだ荷主は、大手は安い運賃で運んでいる、という。運送業界でなく全体で見ることも必要
 - ・ 荷主のやり方・考え方方が変わらなければ、会社はなにもできず、赤字になる。燃料の高騰もおさまらず、運搬業者が負担しているため、経営困難
 - ・ 交渉に理解を示している荷主も多数存在しているが、ある大手メーカーには他社へ荷物が流れることが危惧される為、積極的な行動がとれないとの話を聞いたことがある。改善されることを望みます。
 - ・ 国で定めた標準的な運賃が收受できるように、荷主側(大手運送事業者)へ罰則を作つてほしい。
 - ・ 荷主の理解度が低い。
 - ・ 大手企業の下請けにとっては死活問題。関東圏と遠方の業者が同じ法の下では提携が難しい。
 - ・ 人口の多い首都圏と東北(青森県)と同じくくりで見ないでほしい。
 - ・ 青森県という立地上のハンデを協会もしくは行政の方で何かしらの対応をお願いしたい。
 - ・ 青森県については緩和希望
- 2024年問題は本州最北端の青森県にとって死活問題。このままでは青森県の一次産業の商品の品質と鮮度は良好に保たれない。
- ・ 関東方面への物理的距離が長い東北においては、集荷便・幹線便の分業化や中継輸送、トラック以外の輸送モードの活用などの体制整備で労働時間を削減するほかないと思う。
 - ・ 高速料金の割引を夜間だけでなく、日中まで広げてほしい。高速道路を利用する回数を増やすだけで時間短縮になる。
 - ・ タクシー・バスのように貨物も最低運賃を法律で定め、守れなかった場合は実効性のある罰則を設ければ2024年問題も改善するのではないか。
- 標準的な運賃は100円/1L(軽油)として出ているはず。2024年問題で荷主にも標準的な運賃の理解は進んだが、100円を超えたときの反応はないに等しい。国やトラック協会の更なる支援が必要と感じる。
- ・ 高速道路上のPAの拡大が先と思います。青森～東京間の中間地点PAは満車で入ることができない。特に仙台前後は、0時になるまで休息中の車両が多く入れない。(下り)

- ・長距離・中距離・短距離で規制内容は変えるべき。休息をとる場所を行政で確保してから規制するべきでは。
- ・2024年問題でこんなにルールが厳しくなったら荷物が着かない。トラックを停められるところの確保が必要
- ・中小企業は賃上げできない。荷主からの運賃が安すぎる。
- ・若い運転手がいない。
- ・ドライバー不足は高すぎる免許費用もある。トラック協会は会員取得費用の2/3の助成があつてもいい。(この物価高と給料なら免許が取れない。)
- ・ドライバー一人当たりの労働時間を減らすため、ハローワーク・情報誌・チラシ等でドライバー募集をしているが、応募がない。
- 2024年問題があるため、運転手では今までの稼げなくなるという理由で退職した人が数人いる。稼げないのなら運転手をしている意味がないと。運転手不足で困っている。運賃がどうこうの前に運転手が必要
- ・ドライバー不足や拘束時間の解消としてグループ企業間の人員貸し借り等の緩和をしてほしい。
- ・デリバリーの予定でコントロールしている。豪雪(予期せぬトラブル等)や事故渋滞などあると1月の最大の拘束時間を上回る可能性がある。
- ・あまりにもシビアすぎる。コスト、主に人件費、燃料費の増加は特に甚大。およそ人件費は2~5倍になる見込み。運送費はせいぜい5~8%ぐらいしか上げられず、結果、利益は減少する可能性が高い。
- ・物流について地域柄時間外労働の発生するリスクが高い。賃上げしたくても経費(油代・消耗品)が上がり続けることにより厳しさは増加の一途。トリガ一条項解除の話もなくなり、非常に落胆している。
- こと課題山積の物流業界において「2024年問題(働き方改革)」は変革のチャンス。物流業者側に向かわれるガイドラインだけでは何も変わらないのが実情と思うので、問題を抱える発着荷主に向けた是正に行政機関が「見える形」で尽力されることを切に願っている。
- 仕事をして賃金を増額してほしいと要望が多数ある。それなりに長時間労働になる。その一方で賃金はそれほど多くなくてよい。毎日家に帰りたい。個人の考え方も体力もひとそれぞれだから「ひとつの法律」で縛るのは無理がある。
- ・乗務前点呼の簡略化(ロボット点呼など)で対応できるようにしてほしい。
- ・会社及び従業員とともに意思疎通を図りながら諸問題に柔軟に対応していきたい。今後ともご指導のほどよろしくお願ひいたします。
- ・決められた法律に従って取り組むよう心掛けているが、今後の会社経営というの無理に近いものがあると思う。
- ・軌道に乗るまでには当面時間要する。
- ・短距離輸送のため、2024年問題はそれほど深刻ではないかもしれない。魅力あふれるトラック業界になれたら最高ですね。(むずかしそう…)
- ・2023年までの拘束時間で営業したい。
- ・集荷までの移動距離が長いため、移動しやすい道路づくりを国にお願いしたい。
- ・値上げ交渉をしているが、下を潜る(運賃を下げる)運送会社もいるので、逆に切られる可能性もあり、思うように値上げに持ていけない。特に大手の運送事業者は値段を下げて仕事を取り、後から上げる傾向がある。
- ・高速料金の深夜割引の対象時間帯について、令和5年12月22日改定の基本方針で22時~5時に見直しはあるが、その時間帯は卸先について休息している時間帯のため、割引対象とならない22時をもう少し延ばしてほしい。
- ・あえて金額を下げて提示してきている大手運送会社がある。
- ・ある程度の緩和がなければ、物流は回らない。
- ・物価が下がらず大変だが、一般消費者にも理解してもらい、価格転嫁できる環境が必要。
- ・時代が変化している中で時代と運送事業者に見合った法律に見直されることを要望。
- ・周り(国・荷主・一般消費者)が理解と協力してくれないことには2024年問題や改善基準告示を遵守することができない事情を把握してもらいたい。

事業用貨物自動車の交通事故発生件数（令和元年～令和5年）

1 青森運輸支局への事故報告件数（類型別）

類別型 年別	死傷	衝突	転覆	車両 故障	車両 火災	交通 障害	健康 起因	飲酒	車輪 脱落	計
令和元年	9	6	2	4	1	1	3	3	1	30
令和2年	5	7	4	3	4	1	0	0	0	24
令和3年	4	9	3	3	2	0	1	1	1	24
令和4年	1	9	2	6	4	1	1	0	3	27
令和5年	6	5	1	8	1	0	1	1	5	28
計	25	36	12	24	12	3	6	5	10	133

2 人身事故発生状況件数（第一当事者別発生件数一覧）

年別	区分	発生件数	死者数	重傷者数	軽傷者数
令和元年	全事故	15	6	8	6
	第1当事者	8	4	3	1
令和2年	全事故	12	5	5	16
	第1当事者	6	3	1	5
令和3年	全事故	13	3	9	2
	第1当事者	11	3	7	1
令和4年	全事故	9	4	4	3
	第1当事者	3	0	3	3
令和5年	全事故	13	6	5	6
	第1当事者	13	6	5	6
計	全事故	62	24	31	33
	第1当事者	41	16	19	16

3 県内・外における第1当事者の死亡者数（県内車籍）

年別	県外			県外			県外		
		高速道	一般道		高速道	一般道		高速道	一般道
令和元年	1		1	1		1	2		2
令和2年	3	1	2				3	1	2
令和3年				3		3	3		3
令和4年									
令和5年	4	3	1	2		2	6	3	3
計	8	4	4	6		6	14	4	10

令和5年 県内事業用貨物自動車の人身交通事故等発生状況

(令和5年1月～12月末現在)

1 死亡事故状況（第二当事者を含む）

No.	発生日時	発生場所	路線名	概 要
1	R5.3.14 午前8時頃	青森県 弘前市	県道	県道交差点を左折中に自転車に気付くのが遅れ、衝突した。【死亡】
2	R5.4.24 午後8時頃	秋田県 小坂町	国道	歩道がある直線道路において、車道へ歩行者が飛び出してきたため、ブレーキをかけたが間に合わず接触した。病院へ搬送され、死亡が確認された。
3	R5.5.16 午後8時頃	宮城県 栗原市	高速	エンジントラブルにより停車していたバスへ衝突した。この事故により相手バス運転手及び乗客2名が死亡、トラック運転者は重症を負った。
4	R5.8.11 午後7時頃	青森県 青森市	県道	県道交差点を右折する際、横断歩道を横断していた歩行者に気づかず衝突した。【死亡】

第一当事者 対前年比

【発生件数13件 (+10件) 死者数6人 (+6人) 重軽傷者数5人 (+2人)】

《特徴点》

※ 令和4年と比較し、発生件数及び死者数ともに増加傾向にある。

2 飲酒運転発生状況

No.	発生日時	発生場所	区 分	概 要
1	R5.4.4日 午後1時頃	岩手県	衝突 (飲酒)	休憩指示を無視してアルコールを購入し飲みながら運転。その後、センターラインをはみ出しトンネルに衝突し、更に対向車へも衝突した。

3 健康起因事故発生状況

No.	発生日時	発生場所	疾 病	概 要
1	R5.5.19 午前9時頃	岩手県	くも膜下 出血	高速道を走行中、体調に異常を感じブレーキを踏むが意識を失い、追い越し車線を越えて中央分離帯に衝突した。

4 苦情処理の状況

年別	様 態	危 險 運 転 等	宅 配 関 係	引 越 等	違 法 駐 車 等	労 働 条 件 等	無 許 可 営 業 等	環 境 不 正 改 造 等	運 貨 等	そ の 他	計
令和5年	5										5
令和4年	7				1					1	9
増 減	-2				-1					-1	-4

※ 苦情件数は減少したが、危険運転の占める割合が全体の100%となっている。

5 交通事故防止対策・飲酒運転防止対策

- トラック協会長名による交通事故防止啓発文書の発出
- 事業所への適正化指導時における交通事故及び飲酒運転防止に関する指導の強化
- 初任運転者特別指導講習時における教育の推進
- 令和5年度公益社団青森県トラック協会事故防止安全大会における事故防止安全決議
【経営トップが先頭に立った交通事故防止活動の積極的な推進】
【運転者への指導監督、点呼時のアルコール検知器使用等による飲酒運転根絶】
- 記録式アルコール検知器、アルコールインターロック装置導入への助成事業の実施

令和5年10月1日より

更なる車輪脱落事故防止対策として、

自動車運送事業者 及び整備管理者に対する 行政処分を強化！



整備管理者の解任命令に
大型車の車輪脱落事故を追加

車両総重量8t以上のトラックで、ホイール・ナットの脱落などの車輪脱落事故を起こすと、
行政処分等により車両の使用停止になります！

さらに3年以内に再発すると整備管理者は解任されます！

行政処分等の基準

ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの脱落
またはそれらに類する事象に起因する
車輪脱落事故が発生したもの^(注)

車両の使用停止期間

初違反	20日車
再違反	40日車

(注)・車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に行われていることの証明があった場合を除く。
・車両総重量8トン以上の自動車に限る。

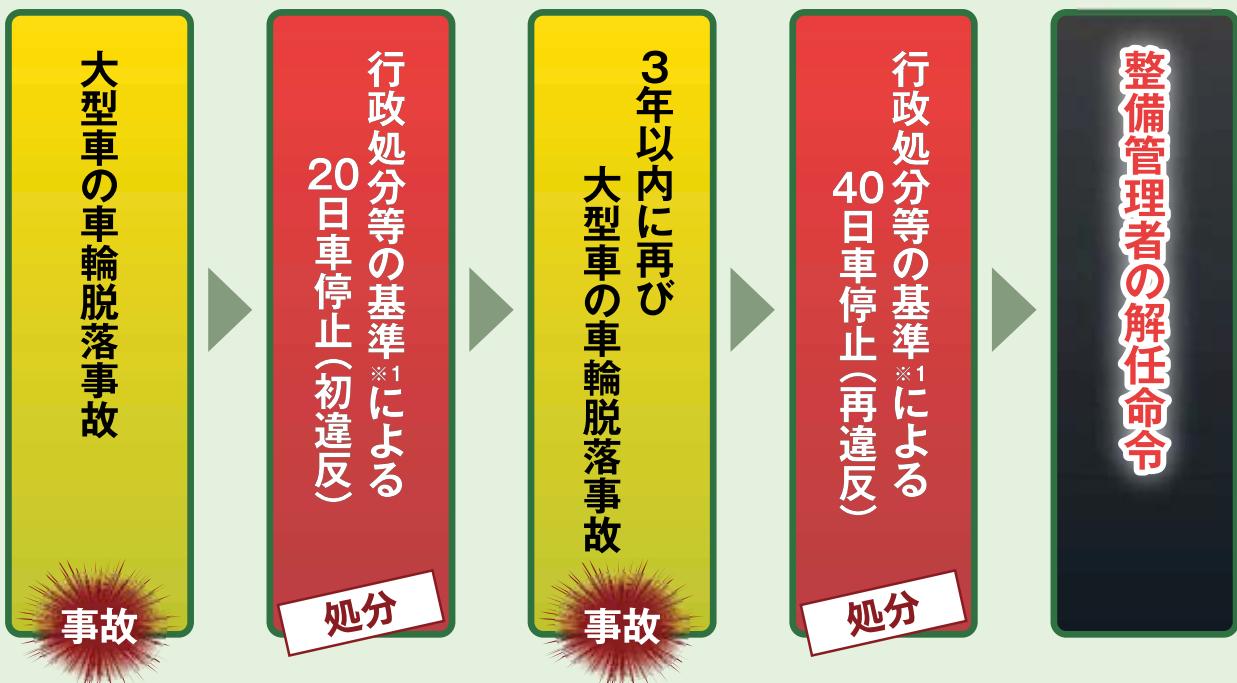


公益社団法人
全日本トラック協会

<https://www.jta.or.jp>

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

解任命令の流れ



※1 ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故を発生した場合。
ただし、初違反であっても、整備管理規程に基づく業務を適切に行っていなかつたことが判明した場合など、従前の規定に違反していた場合には解任命令の対象になり得る場合があります。

解任命令を受けたときの影響

- ① 解任された者は、整備管理者の選任資格要件が2年間なくなります。
- ② 整備管理者を選任していない違反営業所等は、30日間の事業停止処分を受けます^{※2}。

※2 当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ違反を行うと許可の取り消し処分を受けます。

事故防止に向けた整備管理規程の見直し

国土交通省の自動車総合安全情報「点検・整備の推進」のサイトに整備管理規程の例（事業用）が掲載されています。見直しのご参考にしてください。

事業者が取り組む安全対策～点検・整備の推進～

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/inspection.html>



「整備管理者の職務」と
「大型車の車輪脱落事故防止措置」
を直して…

「タイヤ脱着
作業管理表(作業要領)
も直さなきゃ！」



令和5年 適正化事業・指導項目別調査結果

集計期間 令和5年1月～令和5年12月

区分	重点	指 導 事 項 (☆印は靈柩事業者は除外する)	調査 件数	「否」 件数	「否」 割合 (%)	ワースト 順位
I. 事業計画等	1	主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	449	6	1.3	
	2	営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	449	12	2.7	
	3	自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	449	17	3.8	
	4	乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	449	7	1.6	
	5	乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	449	9	2.0	
	6	届出事項に変更はないか。(役員・社員・特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等)。(本社巡回に限る。)	390	9	2.3	
	7	自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	449	0	0.0	
	8	名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	449	0	0.0	
II. 帳票類の整備報告等	1	事故記録が適正に記録され、保存されているか。	115	0	0.0	
	2	自動車事故報告書を提出しているか。	19	0	0.0	
	3	運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	449	27	6.0	
	4	車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。	449	8	1.8	
	5	事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る。)	332	43	13.0	
III. 運行管理等	1	運行管理規程が定められているか。	449	8	1.8	
	○ 2	運行管理者が選任され、届出されているか。	390	11	2.8	
	3	運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	384	44	11.5	
	4	事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	449	1	0.2	
	○ 5	過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りが作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	452	107	23.7	⑤
	6 ☆	過積載による運送を行っていないか。	405	0	0.0	
	○ 7	点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	446	133	29.8	③
	8	乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	446	24	5.4	
	9 ☆	運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	351	8	2.3	
	10	運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	149	47	31.5	②
	○ 11	乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	448	79	17.6	
	○ 12	特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	275	105	38.2	①
	○ 13	特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	278	80	28.8	④
IV. 車両管理等	1	整備管理規程が定められているか。	448	8	1.8	
	○ 2	※ 整備管理者が選任され、届出されているか。	405	8	2.0	
	3	整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	393	86	21.9	
	4	日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	446	73	16.4	
	○ 5	定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	449	79	17.6	
V. 労基法等	1	就業規則が制定され、届出されているか。	291	9	3.1	
	2	36協定が締結され、届出されているか。	402	30	7.5	
	3	労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	422	7	1.7	
	○ 4	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	449	47	10.5	
VI. 法定福利費	1	労災保険・雇用保険に加入しているか。	415	3	0.7	
	2	健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	413	11	2.7	
VII. 運輸安全マネジメント	1	運輸安全マネジメントの実施は適正か。	449	84	18.7	

※印は、保有車両に乗車定員11人以上のバス型靈柩車がある靈柩事業者の場合、1両でも整備管理者の選任が必要である。(道路運送車両法第50条)

青 森 支 部

支部役員会並びに新年祝賀会を開催

青森支部では、支部役員会並びに新年祝賀会を1月11日(木)17時30分より青森市のアップルパレス青森で開催しました。

役員一同が参集した役員会では、支部長 葛西 正之 (有)トワダ運送) から、「物流の2024年問題」が目前に迫ってきた中で、新年の挨拶も兼ね、新たな方向性の訓示が述べられました。

役員会終了後は、18時より新年祝賀会を開催し、ディーラー、タイヤ販社などの来賓18名と、一般会員など54名の72名が参加しました。

初めに、年明け早々発生した能登半島地震により、多くの犠牲者が出たことに全員で黙祷を捧げました。開催にあたり、主催者代表の支部長 葛西 正之 (有)トワダ運送) より、コロナ禍以前と違いトラック運送業界を取巻く状況は、規制及び燃油高騰など市場環境が益々厳しくなっている。また、「物流の2024年問題」など、皆さんと一緒に現在の状況を乗り切っていきましょうと挨拶がありました。

続いて来賓を代表して公益社団法人青森県トラック協会 事務局長 葛西 直樹より乾杯挨拶があり、懇親会に入りました。

懇親会では、昨年同様青森市内のバンドグループ「じゃむず」によるライブが行われ、参加者からは大反響でした。また、恒例のお楽しみ抽選会も行い、関係各社から協賛頂いた商品と、当支部で用意した商品を参加者全員にお渡しすることができ、会員相互の親睦が図られ、楽しい和やかな祝宴となり新年にふさわしいスタートとすることことができました。

最後に副支部長 斎藤 武男 (青森定期自動車株) の中締め挨拶による手締めで閉会としました。



挨拶
支部長 葛西 正之
(有)トワダ運送)



乾杯
公益社団法人青森県トラック協会
事務局長 葛西 直樹



中締め
副支部長 斎藤 武男
(青森定期自動車株)



新年祝賀会 会場景



アトラクション
バンドグループ「じゃむず」



支部役員会

三八支部

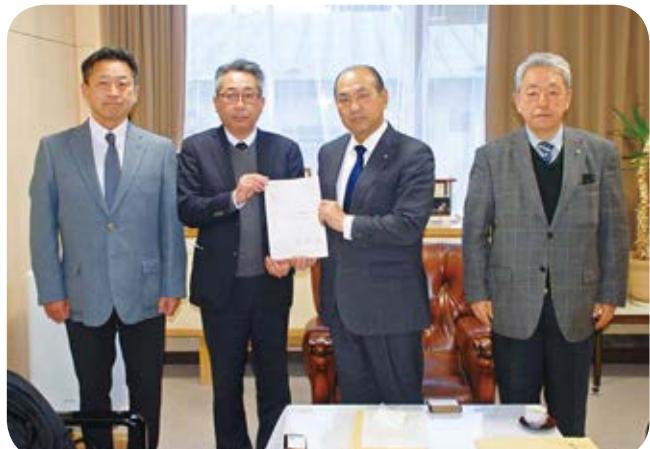
エネルギー価格の高騰による影響緩和に対するトラック運送業界からの要望書を提出

三八支部（支部長 森山 慶一（株）共同物流サービス）では、原油価格高騰など運送業界の取り巻く環境が厳しさを増していることを受け、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた物流事業者等への支援について、正副支部長並びに地元会員が自治体に出向き、12月19日の三戸町を皮切りに、支部管内4市町村に経営の安定化に向け、市町村長に「エネルギー価格高騰の影響緩和に対するトラック運送業界からの要望書」を手渡しました。

八戸市へは1月12日に八戸市庁を訪問し、支部長 森山 慶一は「原油価格高騰は経営に直結した問題で、会員事業者は厳しい状況が続いている。運賃軒嫁も進まず経営継続と運転者の待遇改善に向けた支援をお願いしたい。」と熊谷 雄一 八戸市長に対し、前向きな支援を求めました。



八戸市：左から 米谷副支部長、田村副支部長、大沢副支部長、熊谷市長 森山支部長、松山副支部長、最上副支部長



田子町：左から 釜済理事、米谷副支部長、山本町長、松山副支部長



三戸町：左から 佐藤社長（三八五EXP）、松尾町長、大沢副支部長、最上副支部長



新郷村：左から 千葉社長（千葉貨物運輸株）、櫻井村長、大沢副支部長、最上副支部長

「令和6年交通事故・労働災害防止総決起大会」開催

三八支部（支部長 森山 慶一（株）共同物流サービス）では1月15日（月）13時30分よりHOCコネクトにおいて、令和6年交通事故・労働災害防止総決起大会を開催しました。大会は陸運労災防止協会青森県支部三八分会も共催し、八戸労働基準監督署、八戸警察署の後援を受け、今年の交通事故及び労働災害を1件でも多く減らすべく事業主や安全管理担当者ら139名（126社）が参加しました。

令和5年八戸労働基準監督署管内の陸上貨物運送事業での死亡災害は0件（前年比-1名）、休業4日以上の負傷災害は40名（前年比+2名）と、横ばい状況で労働災害の発生減少には至っていません。

はじめに、森山 慶一 分会長から「我々運送業界を取り巻く経営環境は、長時間労働の抑制、労働環境の整備、健康管理の徹底など数多く取り組むべき問題が山積しており、今後、益々経営環境は厳しい状況が続くと思われます。そのような状況にあっても「交通事故・労働災害撲滅」は我々の社会的使命であり、特に運行管理、労務管理は従来にも増して企業の管理責任を重要となるため、交通事故、労働災害を1件でも減らせるように努めていただきたい。」と挨拶がありました。

来賓挨拶では、八戸警察署の三浦 正人 交通官（古川 昭治 署長代読）が、青森県内の交通事故発生状況について。続いて八戸労働基準監督署の加藤 秀樹 署長が、陸運業における重大な労働災害の防止の取組みの徹底を要請しました。

次に、青年部会 理事 松倉 大（株）マルイ運送）が「大会宣言（案）」を読み上げ、令和6年の取組事項として、「第14次労働災害防止推進計画目標達成の取組」「交通労働災害防止対策の推進」「改正労働安全規則等への適切な対応」「荷主等の事業場における安全確保対策のための荷主との連携を強化」「健康障害防止のため、過重労働防止対策及びメンタルヘルス対策の充実」など重点5項目について、全会一致で採択し6年の三八支部事故防止宣言としました。



開会挨拶 陸上貨物労働災害
防止協会青森県支部三八分会
分会長 森山 慶一
(株)共同物流サービス



来賓挨拶 八戸警察署
署長 古川 昭治 様
代理 三浦交通官 様



来賓挨拶
八戸労働基準監督署
署長 加藤 秀樹 様



大会宣言
青森県トラック協会三八支部
青年部会 理事 松倉 大
(株)マルイ運送

続いて、八戸労働基準監督署 福士 卓実 安全衛生課長から「令和5年労働災害発生状況及び防止対策」について、八戸警察署交通第一課 安重 徹 安全教育係長より「5年交通事故発生状況とタイヤ脱落事故防止」について講話が行われました。

最後に陸運労災防止協会青森県支部の能登谷仁事務局長が「荷役災害防止ガイドライン」に基づく陸運業の安全衛生管理の徹底と職場環境の改善について資料を基に解説が行われました。

参加会員らは令和6年の交通事故・労働災害防止を新たに誓い総決起大会を終了しました。



講師 八戸労働基準監督署
安全衛生課長
福士 卓実 様



講師 八戸警察署交通第一課
安全教育係長
安重 徹 様



講師
陸運労災防止協会青森県支部
事務局長 能登谷 仁



会場景

トラック運送事業者のための人材確保セミナー～働き方改革実現に向けたセミナー開催

三八支部（支部長 森山 慶一（株）共同物流サービス）では1月23日（火）三八地区研修センターにおいて、トラック運送事業者のための人材確保セミナーを、公益社団法人全日本トラック協会のご協力のもと開催し、会員29名が参加しました。

講師に（株）コヤマ経営 代表取締役 小山 雅敬 氏を迎えて、2024年問題を2ヶ月後に控え、従業員の待遇改善や、優秀な人材並びにドライバーの確保対策、従業員の定着率向上及び人材育成等について、また、人材採用ウェブページの作成や、採用時の提出書類に関する規程の作成、賃金制度の見直しなど詳しく説明が行われ、人材不足・高齢化問題を抱える会員事業所にとって参考となる実践的な講義が行われました。



講師 （株）コヤマ経営 代表取締役 小山 雅敬 様



会場景

重量品部会 「タイヤ脱落事故防止」講習会を開催

三八支部重量品部会（部会長 出町 正明（八戸通運株））では、昨年12月に八戸自動車で発生したタイヤ脱落事故による交通死亡事故を重く受け、1月17日（水）17時より八戸パークホテルにおいて、ブリヂストンタイヤサービス東日本（株）東北支社 青森地区アドバイザー 四ノ宮 翔太 様を講師に招き、会員事業所及び整備担当者を対象に標記講習会を開催しました。

講習では四ノ宮アドバイザーより、タイヤ脱落の原因とタイヤ脱着時の注意点について、ナットやホイールの損傷や錆・異物の除去やトルクレンチによる適正な締め付け、タイヤ脱着後（タイヤ交換やローテーション後）の増し締めの徹底についてパワーポイントや動画により詳しく解説が行われました。また、道路運送車両法改正に伴う、タイヤ脱着後の作業管理表の記録保存についても説明が行なわれました。

最後に同社八戸西店長の鎌田 文彦 様より、環境に優しいエコタイヤ並びに再生タイヤの性能について、環境やコスト削減に向けた新商品の紹介がされました。



部会長挨拶
出町 正明 部会長
(八戸通運株)



講師
ブリヂストンタイヤサービス東日本㈱
東北支社 四ノ宮 翔太 様



説明
ブリヂストンタイヤサービス東日本㈱
八戸西店 鎌田 文彦 様



会場景

一般部会 「タイヤ脱落事故防止」講習会を開催

三八支部一般部会（部会長 松倉 一彦（有）マルイ運送）では1月18日（木）17時より八戸パークホテルにおいて、青森三菱ふそう自動車販売（株）八戸営業所 整備課長代理 住澤 一禎 様を講師に招き、会員事業所及び整備担当者を対象に標記講習会を開催しました。

講習では住澤 課長代理より昨年12月1日に八戸自動車道で発生した大型トラックから脱落したタイヤにより2名が死傷した事故について、タイヤ脱落事故の原因と防止策について詳しい説明が行なわれました。

特にタイヤ交換後1ヶ月以内に発生する事案が多く、全国でも東北地区で多く発生していることを挙げ、整備管理者による管理体制強化と運転者による増し締め徹底を教育し、脱落事故を未然に防いでほしいと訴えました。

タイヤは外れるものと考えた意識付けが肝要だとしました。



開会挨拶 部会長 松倉 一彦
(有)マルイ運送



講師 青森三菱ふそう自動車販売(株)
整備課長代理 住澤 一禎 様



会場景

弘前支部

弘前支部 新年会を開催

弘前支部新年会を1月22日（月）18時より「フォルトーナ」にて開催し、会員、来賓合わせ33名が出席しました。

最初に支部長 佐藤 豊（有）弘前貨物）から、新年おめでとうございます。本日は御来賓の皆様、また会員の皆様には、ご多忙中にもかかわらず多数ご参加頂き、ありがとうございます。年明け早々、能登半島地震、羽田空港事故と大変な年明けとなりました。私どもにとっても、燃料高騰、ドライバー不足、トラック、タイヤ、アドブルーなどすべて値上がりし、さらに4月から2024年問題がいよいよ始まります。この難局を皆さんと力を合わせて一枚岩となって乗り切っていきましょう。その為には標準な運賃の収受が最善の策と考えております。と挨拶がありました。

続いて、衆議院議員 木村 次郎 様、弘前市長 櫻田 宏 様、弘前警察署 署長 半澤 一人 様から祝辞を頂き、乾杯のご発声を、公益社団法人青森県トラック協会 会長 森山 慶一から頂戴し祝宴となりました。

今回の新年会は5年振りにアトラクションが行われ、コロナ以前と変わらない新年会に、参加者は盛り上がってきました。20時に副支部長 奈良 満昭（有）樹形運送）の中締めの挨拶にて終会となりました。

ご来賓ご芳名（順不同）	
衆議院議員	木 村 次 郎
弘前市長	櫻 田 宏
弘前警察署 署長	半 澤 一 人
青森県議会議員	谷 川 政 人
青森県議会議員	鶴賀谷 貴
青森県議会議員	菊 池 黙
弘前警察署 交通官	矢 澤 昇
公益社団法人青森県トラック協会 会長	森 山 慶 一



挨拶 支部長 佐藤 豊
(有)弘前貨物



祝辞 衆議院議員
木村 次郎 様



祝辞 弘前市長
櫻田 宏 様



弘前警察署
署長 半澤 一人 様



乾杯
公益社団法人青森県トラック協会
会長 森山 慶一 様



中締め
副支部長 奈良 満昭
(有)樹形運送



会場の様子



アトラクション
ジャグリングショー

弘前市長へ要望書提出

2月8日（木）支部長 佐藤 豊（有）弘前貨物と事務局で弘前市を訪問し「エネルギー価格の高騰による影響緩和に対するトラック運送業界からの要望書」を櫻田弘前市長へ手渡しました。

支部長 佐藤 豊（有）弘前貨物より、一昨年からの燃料の高止まりと、23年産のリンゴの生産量が前年に比べ7割程度、収穫量が減り、運送業界は疲弊している。昨年に引き続きご支援をお願いしいと要望書を提出しました。

櫻田弘前市長は、燃料高騰と2024年問題など大変だと聞いております。早急に支援を検討してみますと述べました。



要望書提出 左 支部長 佐藤 豊（有）弘前貨物
右 櫻田弘前市長



取材を受ける支部長
佐藤 豊（有）弘前貨物

上 十 三 支 部

能登半島地震災害義援金を寄付

上十三支部では、1月24日（水）18時から支部新年祝賀会において、能登半島地震の被災者に対する募金を行いました。

加えて、その他各種会議と支部で過去に行ったゴルフコンペチャリティ募金3万円を含め、合計5万2千62円を日本赤十字社 能登半島地震災害義援金受付に対し寄付をしました。



青年部会長杯 ボウリング大会・新年会

青年部会では、日頃の運動不足と会員親睦のため、1月13日（土）16時30分から十和田市のイーグルボウルにおいて、第8回青年部会長杯ボウリング大会を開催しました。

最初に青年部会 副部会長 中村 勝利（八幡高速運輸株）の始球式でスタートし、2ゲーム（ハンディーキャップ無し）の合計得点で競い、賞品がかかる白熱した大会となりました。

なお、上位入賞者は以下のとおりです。

終了後は、理事 高谷 寿一（有南部運送）の乾杯で新年会を行い、終始和やかに終了しました。

順 位	氏 名	会 社 名	総得点	1ゲーム	2ゲーム
優 勝	松 田 常 勝	丸井運輸機工株)	296	149	147
第2位	中 村 長 司	中長運送株)	266	155	111
第3位	市ノ渡 祥 廣	(有)野辺地博善社	256	128	128



始球式
副部会長 中村 勝利
(八幡高速運輸株)



大会の様子



表彰式
(代々引き継がれる優勝の盃)



乾杯
理事 高谷 寿一
(有)南部運送)

ダンプトラック部会 第33回通常総会

2月10日（土）18時から三沢市の宝寿しにおいて、ダンプトラック部会第33回通常総会を会員35社中出席者31名（参加19名、委任状13名）で開催しました。

最初に部会長 小泉 國雄（大泉運輸株）から挨拶の後、規約11条3項により小泉部会長が議長となり総会を進行、議事録署名者には平和運送株の岡田 忠が選出されました。

続いて議案審議に移り、令和5年度事業報告・収支決算報告・剰余金処理案を一括審議し議案どおり承認、続いて令和6年度事業計画・収支予算案を一括審議し議案どおり承認されました。

総会終了後には小泉部会長の乾杯で新年会を行い、終始和やかに懇談、中締めは副部会長 小川 雅祐（株小政）が行いました。



部会長挨拶 部会長 小泉 國雄
(大泉運輸株)



総会風景



乾杯

エネルギー価格高騰の影響緩和に対するトラック運送業界からの要望活動

令和5年12月、上十三支部役員並びに会員で各市町村に対して「エネルギー価格高騰の影響緩和に対するトラック運送業界からの要望活動」を行いました。

12月4日(月)六ヶ所村に副支部長 小泉 國雄(大泉運輸(株)) 12月6日(水)十和田市に支部長 岡田 寛紀(株みどり)と事務局、12月13(水)野辺地町に柴崎 秀美 社長(有)野辺地運輸と事務局、12月14日(木)六戸町に支部長 岡田 寛紀(株みどり)と監事 岡田 忠(平和運送(株))と事務局、12月15(金)七戸町に顧問 中村 健(中長運送(株))と理事 石田 博也(七戸貨物(株))と事務局、12月22日(金)副支部長 原田 悅(丸憲運輸(有))と理事 蟹沢 宮行(東管工業(株))と事務局、12月26日(火)おいらせ町に支部長 岡田 寛紀(株みどり)と理事 小野 重夫(下田町運送(有))と事務局、12月27日(水)三沢市に支部長 岡田 寛紀(株みどり)と理事 北向 瞳亮(有)北向建材と事務局で訪問しました。

この要望活動に対し、十和田市では1月11日から2月29日までの期間で運送事業者に対し「物価高騰対策事業者支援給付金」の給付受付を行っています。

また他の市町村でも趣旨をご理解頂き、今後支援策を検討するとの返事を頂いています。あと少しとなった物流の2024年問題への運送業界の対応もあり、燃料価格高騰を含め、荷主の理解も深めるよう活動を展開していきたいと思います。



2023.12.6 十和田市



2023.12.13 野辺地町



2023.12.14 六戸町



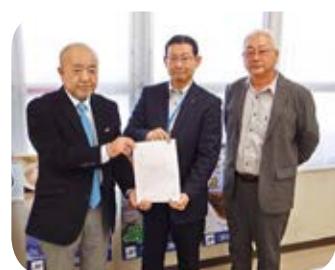
2023.12.15 七戸町



2023.12.22 東北町



2023.12.26 おいらせ町



2023.12.27 三沢市

西 北 五 支 部

支部新年懇親会を開催

1月18日（木）18時より令和5年度西北五支部新年懇親会を五所川原市内において開催しました。新年懇親会には、24名の会員が出席し、支部長 東條 一彦（株）マルイチ運送）より「新年おめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。今年は4月から運転者の時間外労働の上限規制、いわゆる「2024年問題」が懸念されておりますが、支部会員一丸となってこの難局を乗り越えていきたいと考えております。」と新年のあいさつがありました。

その後、副支部長 佐々木 彰仁（有）仁美運輸）の乾杯音頭で懇親会に入り、新年会は大いに盛り上がり、20時に青年部会長 坂田 秀一（株）北栄運輸）の中締めにて終会となりました。



新年挨拶 支部長 東條 一彦
(株)マルイチ運送)



乾杯 副支部長 佐々木 彰仁
(有)仁美運輸)



中締め 青年部会長 坂田 秀一
(株)北栄運輸)



懇親会の様子

労働安全衛生法に基づく 令和6年度登録技能講習（資格取得）等のご案内

◇荷役機械の運転及び作業をするには「技能講習」を受講し、資格取得が義務付けられています。

- フォークリフト運転（最大荷重1t以上）
- はい作業（高さが2m以上の荷のはい積・はい崩し）
- 小型移動式クレーン（吊り上げ荷重1t～5t未満）
- 玉掛け作業（吊り上げ荷重1t以上の玉掛け）
- ショベルローダー等運転（最大荷重1t以上）

1. 登録技能講習

種類	開催地	開催日程			実施場所等
		月別	学科講習	実技講習	
フォークリフト運転技能講習	青森市	5月	8日(水)	9日(木)・10日(金)・11日(土)	青森県トラック協会構内
		7月	9日(火)	10日(水)・11日(木)・12日(金)	
		9月	11日(水)	12日(木)・13日(金)・14日(土)	
		10月	9日(水)	10日(木)・11日(金)・12日(土)	
		令和7年3月	12日(水)	13日(木)・14日(金)・15日(土)	
はい作業主任者技能講習	八戸市	4月	17日(水)	18日(木)・19日(金)・20日(土)	三八地区研修センター外
		6月	12日(水)	13日(木)・14日(金)・15日(土)	
		7月	24日(水)	25日(木)・26日(金)・27日(土)	
		10月	16日(水)	17日(木)・18日(金)・19日(土)	
受講資格	弘前市	5月	14日(火)	15日(水)・16日(木)・17日(金)	弘前トラック協会構内
		Aコース 大型特殊（カタピラ限定なし）免許所持者	2日間（学科1日・実技1日）		
		Bコース 普・中・大・大型特殊（限定付）免許所持者	4日間（学科1日・実技3日）		

はい作業主任者技能講習	青森市	6月	5日(水)・6日(木)	実技講習は、労働安全衛生法により、はい付け又は、はい崩しの作業に3年以上従事した経験を有する者は免除になります	青森県トラック協会内
		10月	23日(水)・24日(木)		
		令和7年2月	12日(水)・13日(木)		
八戸市		6月	18日(火)・19日(水)		三八地区研修センター内
		11月	12日(火)・13日(水)		
受講資格		上記3年以上従事した経験を有する者で、事業主等の「実従事期間」を証明してもらえる者に限る			

※「ショベルローダー等運転技能講習」「小型移動式クレーン運転技能講習」「玉掛け技能講習」の開催日等については当協会へお問い合わせ下さい。

2. 安全衛生教育講習

- (1) 交通労働災害防止担当管理者講習（八戸市・青森市） 令和7年1月～2月
- (2) 安全衛生推進者（初任時）教育講習（八戸市・青森市） //
- (3) フォークリフト運転業務従事者安全教育講習（八戸市・青森市） //
- (4) 車両系荷役運搬機械等（積卸し）作業指揮者講習（八戸市・青森市） //
- (5) 荷役災害防止担当管理者教育講習（八戸市・青森市） //

青森労働局長登録教習機関

陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部

〒030-0111 青森市大字荒川字品川111-3（青森県トラック協会内）

TEL 017(729)2211 FAX 017(729)2266

陸災防ホームページ <http://rikusaiaomori.web.fc2.com/>



フォークリフト運転士技能講習会開催について 4月・5月

各事業主 殿

青森労働局長登録番号第8号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
青森県支部 支部長 森山慶一
(公印省略)

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、労働安全衛生法に基づき、1トン以上のフォークリフト運転業務にはフォークリフト運転技能講習を修了した者でなければ業務に従事出来ないこととなっております。

つきましては、青森労働局長の登録教習機関として、上記資格取得の為の技能講習会を下記により開催致しますので、関係者多数受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日時及び会場

開催地	月日	時間	会場
八戸	学科 4月17日(水)	8:30~17:00	【学科】青森県トラック協会三八地区研修センター 八戸市長苗代化石26-11 ☎0178-28-2131 【実技】八戸館鼻漁港内 八戸市新湊3丁目
	実技 18日(木)・19日(金)	7:50~17:00	別途指示します ※大型特殊免許所持者は4月18日としますが、実技日程を変更される方は申し出ください。
	20日(土)	7:50~16:15	
青森	学科 5月8日(水)	8:30~17:00	【学科・実技】 青森県トラック協会研修センター 青森市荒川字品川111-3 ☎017-729-2211
	実技 9日(木)・10日(金)	7:50~17:00	別途指示します ※大型特殊免許所持者は5月9日としますが、実技日程を変更される方は申し出ください。
	11日(土)	7:50~16:15	
弘前	学科 5月14日(火)	8:30~17:00	【学科】青森県トラック協会弘前地区研修センター 弘前市扇町3-2-2 ☎0172-27-4229 【実技】青森県りんご共販協同組合 弘前市堅田字神田405 ☎0172-33-8480
	実技 15日(水)・16日(木)	7:50~17:00	別途指示します ※大型特殊免許所持者は5月15日としますが、実技日程を変更される方は申し出ください。
	17日(金)	7:50~16:15	

2. 講習科目及び時間

【第1日目 学科】

講習科目	講習時間
構造・取扱	4時間
力学の知識	2時間
関係法令	1時間
学科試験	講習終了後

【第2～4日目 実技】

講習科目	時間割	講習時間
走行操作	別途指示する	20時間
荷役の操作	//	4時間
実技試験	講習終了後	

3. 講 師 名	葛 西 重 明	蝦 名 一 三	吉 田 隆 幸
	市 川 勤	丹 藤 昭 則	一 戸 瞳 雄
	成 田 進	五 戸 功	飯 山 眞 也
	佐 藤 政 人		

4. 受 講 資 格

- Aコース (イ) 大型特殊(カタピラ限定なし)免許所持者
 (ロ) 普通・準中型・中型・大型・大型特殊(限定付)免許を有し、且つ特別教育修了後3ヶ月以上運転業務の経験があるもの ※特別教育修了証及び業務経験証明書を添付のこと
 ~2日間(学科1日、実技1日)
- Bコース 普通・準中型・中型・大型・大型特殊(カタピラ限定付)免許所持者
 ~4日間(学科1日、実技3日)

5. 受 講 料(税込・令和2年4月1日改定)

Aコース **17,000円**= (受講料 15,350円+テキスト代 1,650円)

Bコース **33,000円**= (受講料 31,350円+テキスト代 1,650円)

受講料は申込と同時に納入して下さい。

6. 申 込 方 法

- (1) 受講申込は事前に電話で(仮)予約を行って下さい。 但し、(仮)予約だけでは受講できません。
「受講申込書」の提出(FAX可)と「受講料」をお支払い頂いて正式申込となります。
- (2) 「受講申込書」に所要事項を記入し、受講料とともに持参又は現金書留にて郵送して下さい。
 申込期間は開催日の1週間前まで、定員に達し次第〆切ります。

※銀行振込の場合は払込票(コピー)を添付すること。

銀行名	青森銀行本店営業部	普通預金	No280713
口座名	陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部		

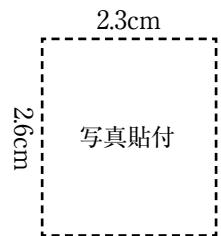
7. 申 込 先

- 【青森会場】 〒030-0111 青森県青森市荒川字品川111-3
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部
 (青森県トラック協会研修センター内) ☎017-729-2211 FAX017-729-2266
- 【弘前会場】 〒036-8104 弘前市扇町3-2-2
 青森県トラック協会弘前支部 ☎0172-27-4229 FAX0172-28-0434
- 【八戸会場】 〒039-1103 青森県八戸市長苗代化石26-11
 青森県トラック協会三八支部 ☎0178-28-2131 FAX0178-29-4754

8. そ の 他

- (1) 学科講習終了後同会場で修了試験を行いますので、筆記用具・計算機を持参のこと。
- (2) 実技講習では「ヘルメット」を使用しますので各自持参のこと。
 尚、当協会でも一部準備し貸与します。
- (3) 受講申込書には、6ヶ月以内に撮影した無背景・無帽の上半身で縦2.6cm×横2.3cmの(サイズ厳守)
写真1枚を添付のこと。
- (4) 受講日現在所持する運転免許証の写し(本人確認及び修了証に住所等記載の為、なお住所変更された方は裏面の写しも)を貼付けて下さい。
- (5) 受講申込者の都合にて出席出来ないときは、**受講料を返金致しません。**
- (6) 合格者には「フォークリフト運転技能講習修了証」を交付致します。
- (7) 昼食は各自準備して下さい。
- (8) 認印は、申込氏名と同じ印影となる印鑑を使用のこと。
 例: 齋藤 → 斎藤は認印として認められません。
- (9) 併記を希望の方で旧姓を使用の場合は戸籍謄本及び旧姓を併記した住民票・自動車運転免許証等の証明書、通称を使用の場合は住民票又はそれに類する証明書を添付すること。

フォークリフト運転技能講習
(受講申込書兼修了証台帳)



ふりがな			認印	性別	受講会場を○で囲む			
受講者氏名			印	男女	青森	八戸	弘前	
旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (いづれかを○で囲む) 有 / 無				修了証番号				
併記を希望する 氏名又は通称				※				
生年月日	昭和 年 月 日 平成			交付年月日				
現住所	〒□□□-□□□□ ----- 連絡先(TEL)							
勤務先	所在地	〒□□□-□□□□						
	名称	----- 連絡先(TEL) (FAX)						
受講区分 (○で囲む)	受講資格		【免許証(写)添付箇所】 住所等変更された方、裏面の写しも添付のこと					
Aコース	(イ) 大型特殊(カタピラ限定なし) (ロ) 普通・準中型・中型・大型 大型特殊(限定付)を有し、且つ特別教育 修了後3ヶ月以上運転業務の経験が ある者 ※特別教育修了証及び業務経験證明書の添付							
Bコース	普通・準中型・中型・大型 大型特殊(カタピラ限定付き)							
書替え 又は 再交付	※ 書替・再交付		年 月 日 年 月 日					

申込日：令和 年 月 日

(注)

- ①「※印」欄は記入しないで下さい。またこの用紙はA4サイズで提出願います。
- ②「氏名」欄は正式な字体で記入し「認印」は申込氏名と同じ印影となる印鑑を使用のこと。
- ③「併記を希望」の方で旧姓を使用の場合は戸籍謄本及び旧姓を併記した住民票・自動車運転免許証等の証明書
通称を使用の場合は住民票又はそれに類する証明書を添付すること。
- ④「写真」等必要添付物については案内書の「その他」をご参照ください。
- ⑤ご記入して戴いた個人情報については、講習実施の目的以外に使用することはありません。

令和6年春の全国交通安全運動 4月6日(土)から15日(月) 4月10日(水)は交通事故死亡ゼロを目指す日です。



全 国 重 点

- 1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践**
 - (1) 通学路を始めとした安全な道路環境の確保
 - (2) 歩行者の交通ルール遵守の徹底
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行**
 - (1) 運転者の歩行者優先意識の徹底
 - (2) 飲酒運転の根絶
 - (3) 妨害運転等の防止
 - (4) 高齢運転者の交通事故防止
 - (5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - (6) 二輪車運転者に対する広報啓発
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守**
 - (1) 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保
 - (2) 自転車の交通ルール遵守の徹底
 - (3) 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

医療機関等を受診する際に マイナンバーカードを 一度使ってみませんか？

マイナンバーカードで受診するメリット

安心

よりよい医療が受けられる！

便利

各種手続きも便利・簡単に！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
 - 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
 - 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
 - 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
 - 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
 - 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナンバーカードで受診するための準備

1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

申請

※以下から選択

1



スマホから
オンライン申請



パソコンから
オンライン申請

2



証明写真機
から

3



郵送

受け取り

①ハガキが届く
②受け取りにいく



詳しくはこれら



マイナンバーカード
総合サイト

2

へ

2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。※以下から選択

医療機関で

- 医療機関・薬局
の顔認証付き
カードリーダーか
ら申し込めます



スマホから

- 下記3つを準備
マイナポータル
 ①マイナンバーカード
 ②マイナンバーカード読み取対応のスマホ
 ③アプリ「マイナポータル」のインストール
STEP1 「マイナポータル」を起動する。
STEP2 「申し込む」をタップする。
STEP3 利用規約等に同意する。
STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



セブン銀行ATMで

- 必要なものは
マイナンバーカード
のみ！

ATM画面

マイナンバーカード
での手続き

健康保険証
利用の申込み



マイナンバーカードでの受診前には登録情報の確認を！

ご自身の健康保険証情報がシステムに
正しく登録されているか確認をお願いします。

スマホ等のマイナポータル(わたしの情報)上でご確認いただけます。

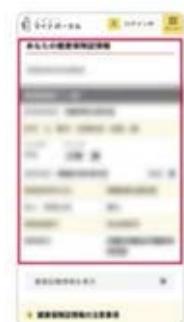
確認方法



1. マイナポータルにログインします。



2. ログイン後、画面下部の「注目の情報」までスクロールし、「最新の健康保険証情報の確認」を押します。



3. 健康保険証情報のページが表示されます。ページの中段にある「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認いただけます。



◆令和5年8月8日第2回マイナンバー情報統点検本部資料一部加工

初めての利用時など、登録が完了しているかどうかわからない状態で受診する場合は、念のため、マイナンバーカードとあわせて健康保険証を携行してください。



医療機関等にある顔認証付きカードリーダー上での健康保険証利用登録時は、このような画面が表示されます

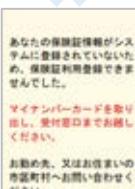
医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダー上で利用登録手続を行った場合も、利用登録が正常に完了しているか否かを確認することができます。

- ▶ 登録が正常に完了している場合は、「マイナンバーカードの保険証利用登録が完了しました。」と画面に表示されます。
- ▶ データ登録に時間を使っている場合は、「あなたの保険証情報がシステムに登録されていないため、保険証利用登録できませんでした。」と画面に表示されます。

正常に完了した場合



データ登録に時間を要している場合



◆厚生労働省HP掲載資料一部加工

ご不明点等がある場合や情報が正しく登録されていない場合には、
マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)もしくは
ご加入の協会けんぽ支部にお問合せください。



全国健康保険協会
協会けんぽ



健康保険組合連合会

協会けんぽ支部の
連絡先はこちら



トラックGメンによる「集中監視月間」(令和5年11月・12月)の取組結果について貨物自動車運送事業法に基づく初の「勧告」を実施／国土交通省

国土交通省では、令和5年11月～12月のトラックGメンによる「集中監視月間」における取組結果を公表しましたので、お知らせいたします。

- ・国土交通省では、令和5年11月・12月をトラックGメンによる「集中監視月間」と位置づけ、適正な取引を阻害する疑いのある悪質な荷主や元請事業者に対する監視を抜本強化し、164件の「要請」と47件の「働きかけ」を実施しました。
- ・加えて、過去に「要請」を受けたにもかかわらず、依然として違反原因行為をしている疑いのある荷主等に対し、初めて2件の「勧告」を実施しました。
- ・「集中監視月間」終了後も、悪質な荷主等への監視を徹底するとともに、今般「勧告」「要請」等の対象となった荷主等については、トラックGメンによるフォローアップを継続し、改善が図られない場合は更なる法的措置の実施も含め、厳正に対処します。

青森県トラック協会ウェブサイト (<http://www.aotokyo.or.jp/>) 2024年1月30日
付けニュース記事に上記リンクを掲載しています。

労働時間等の改善のための基準「学習テキスト」の公開について／厚生労働省

厚生労働省では、令和6年4月1日に適用される改正後の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」の周知に向けた、学習用テキストを作成しました。

本テキストをご活用頂き、自動車運転者を使用する事業場における管理者や運行管理者への改正基準告示の内容に対し、理解促進をお願いします。

青森県トラック協会ウェブサイト (<http://www.aotokyo.or.jp/>)
2024年1月24日付けニュース記事に上記リンクを掲載しています。



Contents 青森県トラック協会報 第525号 目次

●協会だより

「LEVO自動車環境講座」を開催	1
令和5年度 第2回運行管理者試験対策講習会を開催	1
令和5年中の事業用トラックの飲酒事故事例	2
初任運転者特別教育が無料でWeb受講できます	4
第317回理事会開催報告	4
物流の2024年問題等に関するアンケート調査結果	5

●適正化だより

事業用貨物自動車の交通事故発生件数(令和元年～令和5年)	13
令和5年 県内事業用貨物自動車の人身交通事故等発生状況	14
令和5年10月1日より「自動車運送事業者及び整備管理者に対する行政処分を強化！」	16
令和5年 適正化事業・指導項目別調査結果	18

●支部だより

青森支部	19
三八支部	20
弘前支部	24
上十三支部	25
西北五支部	28

●陸災防だより

労働安全衛生法に基づく令和6年度登録技能講習(資格取得)等のご案内	29
フォークリフト運転士技能講習会開催について 4月・5月	30

●お知らせ

令和6年春の全国交通安全運動

4月6日(土)から15日(月)4月10日(水)は交通事故死亡ゼロを目指す日です。	33
医療機関を受診する際にマイナンバーカードを一度使ってみませんか／協会けんぽ	34
労働時間等の改善のための基準「学習テキスト」の公開について／厚生労働省	36
トラックGメンによる「集中監視月間」(令和5年11月・12月)の取組結果について貨物自動車運送事業法に基づく初の「勧告」を実施／国土交通省	36
軽油価格調査報告(2023年11月分)について	37

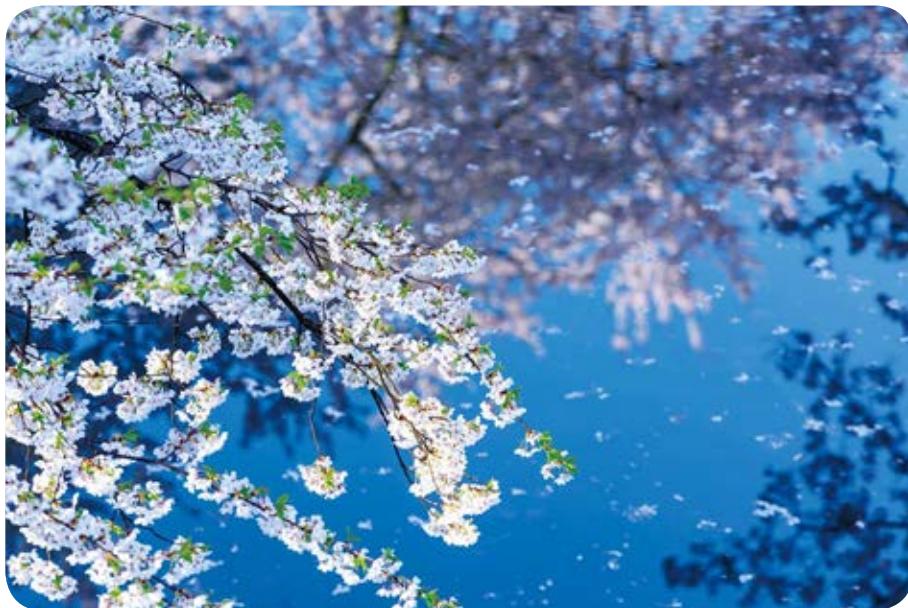
「毎月1日」は県民交通安全の日

暮らしを運ぶ
緑ナンバートラック



表紙写真：岩木山と桜（弘前市）

撮影：葛西 直樹



会報表紙の写真を募集中

あなたの写した写真を会報の表紙に載せてみませんか？
テーマは自由です。ほのぼのとした心に残る作品をお待ち
しています。

■お問い合わせは事務局まで

017-729-2000 編集係



公益社団法人 青森県トラック協会

青森市大字荒川字品川1111番地3

TEL 017 (729) 2000番 IP 050-3387-9511

FAX 017 (729) 2266番

<http://www.aotokyo.or.jp>